

疑義照会簡素化プロトコル

【原則：プロトコル対象外（疑義照会が必要な処方箋）】

- ・処方箋に「変更不可」欄にチェックがあり医師の署名がある場合
- ・麻薬・覚醒剤原料

【すべての項目において以下に該当する場合は患者への十分な説明と同意が必要である。】

- 薬価が高くなる場合
- 新たに加算の算定が生じる場合
- 服用数や個数が増えるなど患者負担が生じる場合や見た目や矯味が変わる場合

	疑義照会簡素化合意項目
①	同一成分の先発品への銘柄変更 ※適応が同一であることが条件
②	別規格がある場合の処方規格の変更 ※用法・用量（分量）が変わらない場合のみ可 例) 15mg2錠→30mg1錠 10mg0.5錠→5mg1錠
③	剤形変更 例) ファモチジン OD錠 ⇔ ガスター錠 タケプロン OD錠 ⇔ タケプロンカプセル カロナール細粒 ⇔ カロナールシロップ ※クリーム⇔軟膏など外用薬の剤形（基剤）変更は不可
④	1包化 患者や患者家族等の申し出があった場合、1包化によりアドヒアランス向上が期待出来る場合 ➤ 製剤上の安定性を確認すること、また調節指示がある薬剤は除くこと
⑤	粉碎・半錠・混合調剤 患者や患者家族等の申し出があった場合、アドヒアランス向上が期待出来る場合 ただし、製剤上粉碎不可の場合は疑義照会等で対応すること ➤ 有効性、安定性、品質などが担保できること
⑥	服用指示日（週3回や週1回）等のコメントに併せて処方日数の修正 ※残薬調整に伴う処方日数の変更は処方箋に医師の指示がある場合に限り可とする ただし、処方日数を増やす場合は疑義照会必要
⑦	湿布剤の貼付部位の記載 患者より聞き取り可能な場合は疑義照会不要
⑧	外用薬の規格等の変更 例) アズノール軟膏 100g→20g チューブ 5本
⑨	漢方薬の食後用法 アドヒアランス向上を目的として用法が食後になっているため、疑義照会不要

保険薬局は、変更した内容について、FAX（072-958-3291）を用いて当院薬局に報告する